協議書等（例）

統括防火・防災管理に係る協議に関する事項

消防法第８条の２第１項及び同法第３６条第１項において準用する規定に基づき、防火対象物及び建築物その他の工作物（以下「防火対象物等」という。）の統括防火・防災管理者の選任に係る協議について、下記のとおり定める。

記

**１ 防火対象物等**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 防 | 火 対 象 物 | 名 | ○○○○○○○ビル |
| 所 |  | 在 | 長崎市○○町○○番○○号 |
| 管 理 権 原 者 等（組織の構成員）  | 別表「構成員一覧表」のとおり |
| 主（ | 要 な 者代 表 者 | 等） | 株式会社○○○○○ | 代表取締役 | ○○○○ |

**２ 協議内容**

（１）組織の設置

ア 防火対象物等の管理権原者及び統括防火・防災管理者を構成員として組織を設置する。イ 本組織には、会長、副会長を設ける。

ウ 会長は、本組織を代表し、会務を統括する。

エ 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある場合は、その職務を代行する。オ 本組織の事務局は、株式会社○○○○○ ○○○○○課に置く。

（２）組織の運営

本組織は、統括防火・防災管理業務に関し、次の事項について協議し決定する。ア 統括防火・防災管理者の選任及び解任に関すること。

イ 全体についての消防計画に関すること。

ウ 全体についての消防計画に基づく訓練の実施に関すること。エ 避難上必要な施設の管理に関すること。

オ その他防火対象物等の全体についての防火・防災管理上必要なこと。

（３）統括防火・防災管理者等の選任及び届出

ア 統括防火・防災管理者は、本組織において協議し、選任する。

イ 統括防火・防災管理者の選任又は解任の届出については、本組織の会長名をもって消防署長に届け出る。

（４）その他

本協議の規定により難い場合又は疑義が生じた場合には、本組織にて協議のうえ、これを定めるものとする。